平成２３年（フ）第３４号
熊本県八代市長田町2893番地２　101
債務者　大嶋喜代美
1　決定年月日時　平成23年５月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月11日まで
5　免責審尋期日　平成23年６月17日午前11時
熊本地方裁判所八代支部

平成２３年（フ）第７０７号
横浜市都筑区佐江戸町312番地　サンパークフクダ203号
債務者　鈴木　雅子
1　決定年月日時　平成23年５月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月12日まで
5　免責審尋期日　平成23年７月13日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第７８３号
横浜市鶴見区北寺尾７丁目10番16号　石垣方
債務者　内田　　斉
1　決定年月日時　平成23年５月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月12日まで
5　免責審尋期日　平成23年７月13日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第９０８号
横浜市港南区野庭町711番地17　クレスト上永谷204
債務者　金井　紀乃
1　決定年月日時　平成23年５月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月12日まで
5　免責審尋期日　平成23年７月13日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第９９６号
横浜市都筑区中川中央１丁目23番３号　ペンシルガーデン502号
債務者　柚木　彩里
1　決定年月日時　平成23年５月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月12日まで
5　免責審尋期日　平成23年７月13日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１０３３号
神奈川県大和市南林間４丁目11番８号　南林間ハウスＢ―101
債務者　宮園　光造
1　決定年月日時　平成23年５月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月12日まで
5　免責審尋期日　平成23年７月13日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１０４４号
横浜市瀬谷区相沢５丁目68番地１　ハイツ橋田Ｅ201号
債務者　横山　　志（旧姓栗林）
1　決定年月日時　平成23年５月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月12日まで
5　免責審尋期日　平成23年７月13日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１０４５号
神奈川県海老名市中新田３丁目９番４―103号
債務者　佐藤　將之
1　決定年月日時　平成23年５月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月12日まで
5　免責審尋期日　平成23年７月13日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１０８１号
横浜市鶴見区馬場３丁目24番８号　ハイムグリーン105
債務者　太田　康仁
1　決定年月日時　平成23年５月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月12日まで
5　免責審尋期日　平成23年７月13日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１１６１号
横浜市港南区上大岡西１丁目４番２―502号
債務者　前田　敏成
1　決定年月日時　平成23年５月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月12日まで
5　免責審尋期日　平成23年７月13日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１１６３号
横浜市神奈川区神大寺３丁目31番６号　石黒荘205号
債務者　佐々木文子
1　決定年月日時　平成23年５月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月12日まで
5　免責審尋期日　平成23年７月13日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１２５号
北海道上川郡東川町西２号北29番地
債務者　石塚　雅乃
1　決定年月日時　平成23年５月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月13日まで
5　免責審尋期日　平成23年７月20日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第１５１号
北海道旭川市永山５条24丁目３番14号　カーサビアンカ201
債務者　高橋　雄二
1　決定年月日時　平成23年５月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月13日まで
5　免責審尋期日　平成23年７月20日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第１５４号
北海道上川郡美瑛町東町２丁目２番12号
債務者　村田　　貢
1　決定年月日時　平成23年５月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月13日まで
5　免責審尋期日　平成23年７月20日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第１５５号
北海道上川郡美瑛町東町２丁目２番12号
債務者　村田アキ子
1　決定年月日時　平成23年５月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月13日まで
5　免責審尋期日　平成23年７月20日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部